

●香川県監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年9月1日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

1 監査対象部局 病院局

2 監査対象年度 平成28年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
中央病院	平成29年7月13日
丸亀病院	平成29年7月14日
白鳥病院	平成29年7月21日
県立病院課	平成29年7月25日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

(ア) 小口資金を限度額の30万円を超えて支払い、不足分は釣銭用として留めおいた診療収入の現金を充てていた。小口資金整理簿の記帳方法が財務規程に反していた。（中央病院）

(イ) 資金前渡による支出について、前渡金整理簿を作成していなかった。（中央病院）

(ウ) 月末の支払及び振替について、総括表で事務局長の簡易決裁はとっていたが、個々の支出にあたり企業出納員の確認がないものがあった。（中央病院）

(エ) 資金前渡により支出した研修会の受講料について、前渡金の精算報告を5日以内に行つていなかった。また、振込手数料については、事前に金額を確認し、受講料とともに支出する必要がある。（丸亀病院）

イ 契約について

契約金額が50万円を超える委託業務の契約手続において、予定価格調書を作成していないものがあった。（丸亀病院）

ウ 財産について

(ア) 返送されてきた定額小為替証書について、発行日から6箇月以内の受取又は5年以内の再発行手続を行わなかつたため、現金を受け取れていなかつた。また、郵便切手類受払簿に記載のない郵便切手・収入印紙が確認された。（中央病院）

(イ) 郵便切手の払出しについては、郵便切手類受払簿により決裁を受ける必要がある。（中

央病院)

(ウ) 前年度指導していたにもかかわらず、駐車場回数券及びレターパック類の年度繰越しが、受払簿において適切に記載できていなかった。 (中央病院)

(エ) 固定資産を廃棄処分した後に、廃棄を決定する文書が作成されていたものがあった。 (丸亀病院)

エ その他

(ア) 前年度指導していたにもかかわらず、嘱託職員の出勤簿について、押印漏れ、出張等の記載漏れ等があった。 (中央病院)

(イ) 時間外勤務手当は、超過勤務等命令簿により勤務を命ぜられた職員に支給するものであるが、超過勤務等命令簿による命令が常態的に事後となっていた。 (白鳥病院)

(3) 検討指示事項

薬剤部においては、恒常に午前8時から30分の超過勤務命令が出されているが、勤務形態について検討する必要がある。 (白鳥病院)